

(I) 学校教育の方針と重点

1. 方針

個を生かし逞しく未来に夢を持って「生きる力」をはぐくむために、小中一貫教育を柱として、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた児童生徒を育成する学校教育の推進に努める。

2. 重点

(1) 小中一貫教育の推進

子どもにとって切れ目のない学校教育体系を構築し、小中学校が連携を図るとともに、児童生徒の9年間を見通した指導計画となるよう工夫改善する。

ア 小学校と中学校間で、意図的・計画的に教師の協力的な指導や少人数指導、授業研究会、行事交流会等の機会を積極的に生かして相互の理解を深め、義務教育9年間を見通した一貫性のある実践的指導力を高める。

イ 就学前教育を組み入れた幼小中一貫教育の研修に取り組む。

(2) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等に主体的に取り組み、確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適正に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 1クラス25人学級において、個に応じた学習を進める。

イ 「読み・書き・計算」などの基礎的・基本的な知識・技能について、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習基盤の構築を図る。

ウ 各教科の知識・技能を活用した学習活動を充実し、思考力・判断力・表現力等の育成に努める。

エ 言語活動の充実を図ると共に、主体的に学習に取り組む態度を養い、学習習慣の確立を図る。

(3) 東通学の充実

各教科・領域等の内容を東通村の地域素材と関連づけながら理解・習得し、多角的な視野から様々な問題について考え、自分あるいは他者と協働して、創造的に行動できる自立的な人間を育成する。

ア 小中学校の9ヵ年を見通したカリキュラムの充実に努める。

イ 教科・領域等と地域素材との関連を図り、学習活動の工夫改善に努める。

ウ 課題を発見しよりよく解決するとともに、自分の考えを発信する能力と態度の育成に努める。

エ 地域素材を生かした体験活動を通して、郷土に対する理解と愛情を深めさせる。

(4) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かし得るよう、道徳の時間を要とするとともに東通学を核としながら、全教育活動を通して道徳性の育成に努める。

ア 道徳的実践力を高めるよう、指導の工夫改善に努める。

イ 豊かな心をはぐくむ体験活動を進める。

ウ 郷土に関する資料の開発と活用を図る。

エ 別葉の作成を通して、各教科等との密接な関連を図り、計画的、発展的な指導に努める。

(5) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、望ましい集団や豊かな体験の中で互いの個性を認め合い、協力してよりよい生活や望ましい人間関係を築いていくことができるよう、自主的、実践的な態度の育成に努める。

- ア 自主的、実践的な学級活動の工夫改善に努める。
- イ 集団や社会の一員として自治的な意識を高める児童会・生徒会の工夫改善に努める。
- ウ 児童の個性の伸長を図り、自主的、実践的態度を育てるクラブ活動の工夫改善に努める。
- エ 小中学校が連携を図り、感動や連帯感を高める学校行事となるよう工夫改善に努める。

(6) 体育、健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送ることができるよう、心と体を一体としてとらえ、健康で逞しい体をはぐくむ教育の推進に努める。

- ア 子どもの虫歯ゼロ運動を展開する。
- イ 子どもの肥満防止に重点的に取り組む。
- ウ 早寝・早起き・朝ごはんを奨励する。

(7) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

- ア 小中学校の全教員が生徒指導について共通理解を図り、協力体制・指導体制の充実に努める。
- イ 小中学校が連携を図り、基本的な生活習慣の確立と自己指導能力の育成に努める。
- ウ 児童生徒理解の深化と、教員と児童生徒との信頼関係の構築に努める。
- エ 生徒指導の機能を生かし学級・授業経営等を充実させ、児童生徒の望ましい人間関係づくりに努める。

(8) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、計画的、組織的、継続的な指導に努める。

- ア 小中学校が連携を図り、将来の生き方や勤労観・職業観の育成を図る指導体制の充実に努める。
- イ キャリア教育の視点に立った将来の生き方指導・進路指導の充実に努める。
- ウ 児童生徒の発達段階に応じた勤労観・職業観の育成と指導の工夫改善に努める。

(9) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善、克服するとともに、その持てる力を最大限に發揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 小中学校が連携を図り、9年間にわたる支援体制の整備・充実にあたる。
- イ 個別の指導計画の作成と活用により、指導の充実に努める。
- ウ 個別の教育支援計画の作成と活用により、関係機関と連携した支援の充実に努める。
- エ 小中学校の交流及び共同学習を推進する。

(10) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

ア 尾瀬湿原の野外活動等、体験活動を通した環境保全の学習に取り組む。

イ 東通学の学習を通して、児童生徒の自然理解をいっそう進める。

(11) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

ア 小学校においては英語活動を推進し、効果的な指導が行われるよう学習環境や指導体制を整える。また、中学校においては、小学校で養われたコミュニケーション能力の基盤を踏まえた授業となるよう、指導計画や指導方法、教材開発等において工夫改善を行う。

イ 東通学を推進して郷土に対する愛着と誇りを涵養する。

ウ 子どもを海外の視察研修に派遣し、外国の文化風土に触れさせ広い視野を養う。

(12) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報活用能力を身に付けることができるよう、情報モラルにかかる指導の充実を図り、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

ア 学習指導におけるコンピュータ等の適切な活用を推進する。

イ 情報通信ネットワーク等を活用した教育を推進する。

(13) 研修の充実

教職の専門性を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・積極的な研修の推進に努める。

ア 教科研究を始めとして、東通学、英語活動、ＩＣＴ教育等、東通村の特色ある教育活動を充実するための研修を推進する。

イ 効果的・効率的な少人数指導のあり方やコンピュータを活用した学習指導ならびに評価方法の研究を推進する。

(14) 教育指導者の充実

村独自の学級編制のもと個に応じたきめ細かな学習活動を展開する。また、村費負担による教員を活用し、児童生徒の学力向上と生徒指導の充実を図る。

(15) 学習意欲の促進

児童生徒の学力向上をめざし、一人一人の主体的な学習意欲を促進する。

ア 児童生徒の漢字、算数・数学、英語の検定において村補助制度を活用・実施することにより、上位資格取得のための競争意識を醸成し、学習意欲を喚起する。

(16) 家庭学習の充実

家庭との連携を深めて、体験的な活動や音読、暗記・暗唱、反復学習などを通じて、基礎的基本的な知識技能の習得を進める。

その他、教育委員会の重点施策

(1) 保育・幼児教育の充実

- 乳幼児保育の環境整備と幼児教育の充実を図るために、保幼施設の一箇所統合を推進する。
- ア 子育てのしやすい乳幼児保育の実現を図る。
 - イ 主体的な活動力のある幼児の育成に努める。
 - ウ こども園開設準備事務所を設置して、認定子ども園の円滑な開設を図る。

(2) 上級学校への進学

- 高学歴社会にあって、生徒それぞれが希望する高等学校、大学等への進学を促進するための手立てを講じる。
- ア 高等学校通学スクールバスを運行し、費用の半額を補助して、負担の軽減を図る。
 - イ 高等学校および大学等への進学を促進するために、適正な奨学金を貸与する。

(3) 教育施設の充実

- 幼小中一貫教育の実現に向けて、施設建設計画を推進する。
- ア 近年中に、中学校に第二体育館を建設する。
 - イ 保幼園建設計画を推進する。

(4) 通学への支援

- ア スクールバスを運行し、村内各地区から通学する児童生徒の安全の確保に努める。

(5) 歯科診療室の開設

- ア 東通小学校内に歯科診療室を開設し、子どもの虫歯ゼロ運動を展開する。

(6) 村営学習塾の開設

- ア 中学校に学習塾を設置して、学習機会を拡充するとともに意欲を喚起する。